ふるさと創生支援事業

◆**概要**　ふるさと「いまかね」の振興・発展を図るため、住民の新たな発想を喚起し、自ら実践する地域づくりに資する活動を支援することを目的とする事業です。

1. 事業期間　通　年

事業実施の２か月前までに申請書を提出してください。
また、申請年度内で終了する事業が対象です。
※必ず申請前にまちづくり推進課へご相談ください。
※産業育成事業を申請する際は、
将来を見据えた実行性の高い計画が求められます。

◆過去活用事例

- **R6年度 後志利別川清流まつり**（住民スクラム事業）
  補助事業者：後志利別川清流まつり実行委員会
- **R6年度 小学生バレーボール発展推進事業**（人材育成事業）
  補助事業者：今金バレーボール少年団

2. 対象事業

事業項目	補助率	交付上限額	
		団体（任意の団体を含む）	法人等
①産業育成事業	新規に団体法人を設立し、新たに産業育成事業を行う場合９０％以内 上記以外は５０％以内	２００万円	５００万円
②人材育成事業 ③自然環境保全事業 ④住民スクラム事業	総事業費の９０％以内 （ただし研修事業等は５０％以内）	２００万円	
⑤小規模活動支援事業	補助率の定めはないが、自己負担があること（３回まで）	１０万円	

交付条件・必要書類等はＱＲコードをお読み取りください。（町ＨＰへ移動します）
まちづくり推進課（☎８２－０１１１）へお気軽にご相談ください。

人づくり推進事業

◆**概要**　「まちづくり」は「人づくり」の観点から、町民自らの団体活動を支援することにより、人材育成と活気ある町づくりが促進されることを願い実施します。指導者の育成や講習会の開催など人材育成の活動をバックアップすることを目的とする事業です。

1. 事業期間　通　年　※原則、申請年度内で終了する事業が対象です。

2. 事業内容　１０万円を上限に事業費を助成

※団体の通常経費や飲食費などは対象外
※年間予算に限りがあるためご希望に添えない場合がありますので、お早目にご相談ください。

3. 対象事業

※社会教育、文化・芸術、スポーツ団体、教職員からなる団体で、上記の目的達成のために行う事業。
ただし、政治的・宗教的なもの、営利を目的とする場合は対象外。

◆申請の流れ

①企画・相談→②申請書提出→③事業実施→④実績報告書提出

交付条件・申請様式等は
ＱＲコードをお読み取りください。
（町ＨＰへ移動します）

教育委員会（☎８２－３４８８）へお気軽にご相談ください。

◆助成金の活用事例
～「布用クレヨンでオリジナル エコバッグ作り」事業～

「いまかね絵本 だいすきだんしゃくくん」の誕生１５周年を記念し、改めていまかね絵本に関心をもってもらおうと、原画を担当したイラストレーター・カワグチリオさんをお招きしてのワークショップを行いました。２２名参加。作品は総合文化祭で展示するとともに１５周年記念コーナーを併設し、町民にＰＲ活動を行いました。
（いまかね絵本１５周年記念事業実行委員会）

まちづくり情報誌

令和８年４月　発行　　まちづくり推進課

特集　町の補助制度のお知らせ

はじめに

今金町では、まちづくりの指針となる最上位計画『**第６次今金町総合計画**』や人口減少克服や地方創生に特化した計画『**デジタル田園都市国家構想総合戦略**』に基づき様々な**補助制度等**を設けております。

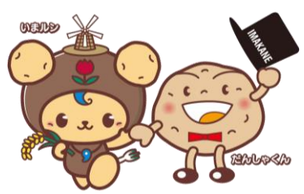
本誌では補助制度の概要や手続きなどをわかりやすく紹介しますのでどうぞご活用ください。

目　　次

■　暮らし生活等支援事業
空　家　等　除　却　支　援　事　業（くらし安心課）
自転車用ヘルメット購入助成事業（くらし安心課）
結　婚　新　生　活　支　援　事　業（まちづくり推進課）
特殊詐欺等防止対策機器導入費補助事業（くらし安心課）
■　まちづくり活動等支援事業
ふるさと創生支援事業（まちづくり推進課）
人　づ　く　り　推　進　事　業（教育委員会）

申請書等は役場ホームページからダウンロードできます

下記ページはまちづくり情報誌に掲載している事業を一括でご覧いただけます。



スマートフォンからは右の
ＱＲコードを読み取って
役場 ＨＰ へアクセス⇒

空家等除却支援事業　【事業期間：令和６年度～令和８年度】

◆概要　地域住民の安全安心を確保するため、町内に存在する老朽化が著しく、周辺の生活環境や地域に悪影響を及ぼしている又及ぼすおそれのある空家等の除却促進を図ることを目的とした事業です。



1. 申請受付期間　令和９年３月１２日まで

2. 事 業 内 容　除却工事費の２０％（上限３０万円）を助成
※千円未満の端数は切捨て
※立木及び家財等動産の処分費は補助対象外

3. 補助対象空家等（次の各号すべて満たすことが要件です）
①町内所在の空家等で個人が所有する専用住宅又は併用住宅で不良住宅であること
不良住宅とは？
空家住宅の構造または設備が著しく不良（例えば基礎、屋根、外壁部分等が腐朽、破損、剥落している状況等）であるため住むことが困難な状態であるもの。
※事前に不良度判定調査を実施していることが条件となります。不良度判定調査は役場が行います。
②他の公的な制度による補助対象又は公共事業等の移転補償対象となっていないこと
③固定資産税課税台帳に搭載されていること　④１年以上居住がない又はその他の使用実績がないこと
⑤所有権以外の権利が設定されていないこと

4. 交付条件･注意事項等
・交付決定前に工事に着工していないこと　・町内施工業者が実施する工事であること
・事業費が３０万円以上（消費税相当額を除く）であること　・補助対象空家等の全てを除却すること
・建て替えを目的とした除却でないこと。

補助対象者・申請様式等はＱＲコードをお読み取りください。（町ＨＰへ移動します）
くらし安心課（☎８２－０１１１）へお気軽にご相談ください。

結婚新生活支援事業

◆概要　経済的理由により結婚に不安を抱える方に対して、住居費を支援することにより結婚に伴う経済的不安を解消し、結婚の希望を叶えるとともに、少子化対策を推進する事業です。

1. 事業内容　新生活に係る住居費の一部を補助
夫婦ともに申請日における年齢が２９歳以下の世帯は上限６０万円
夫婦ともに申請日における年齢が３９歳以下の世帯は上限３０万円



2. 補助対象者　ア・イのどちらかに該当し、①～⑦の全てに該当する方
ア．令和８年４月１日～令和９年３月31日までに婚姻した世帯
イ．既に婚姻している世帯
①夫婦ともに３９歳以下の世帯　②世帯の年所得が５００万円未満の世帯
※奨学金を返還している世帯は、所得から年間返済額を引いて５００万円未満であれば対象
③夫婦いずれかが次のうち一つを行っている世帯　※詳細については申請時にご案内します
・ライフデザイン支援講座の受講　・医療機関への妊娠や出産に関する相談
・プレコンセプションケアに関する講座の受講
・共家事・共育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む）の受講
④今金町内の住宅を新居とする世帯　⑤他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯
⑥過去にこの制度による家賃補助等を受けていない世帯　⑦町税等の滞納がない世帯

3. 対象費用
①新居の購入費（アに該当する世帯のみ）　②新居の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
（家賃のうち、勤務先から住宅手当が支給されている場合はその分を除いた額が対象となります）

申請様式はＱＲコードをお読み取りください。（町ＨＰへ移動します）
まちづくり推進課（☎８２－０１１１）へお気軽にご相談ください。

自転車用ヘルメット購入助成事業【事業期間：令和５年度～令和８年度】

◆概要　町民の皆様の交通安全意識の向上と、自転車乗車時のヘルメット着用を推進するため、自転車用ヘルメットの購入に対し補助する事業です。



1. 事業内容
購入費用の２分の１を補助（上限額２，０００円）
※１００円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額

2. 補助対象者
補助金の交付申請をする日において今金町内に住所を有する方
同一の補助対象経費について、国や道、その他の団体から補助金等の交付を受けていない方
※未成年者の方は保護者が申請し、それ以外の方は本人が申請

3. 補助対象となるヘルメット
新品で購入し、領収書等購入日、金額等を証明する書類のあるもの
安全基準を満たす認証マークが付されているもの（認証マークの例は次のとおり）

SG マーク	JCF マーク	CE マーク	GS マーク	CPSC マーク

補助対象者・申請様式等はＱＲコードをお読み取りください。（町ＨＰへ移動します）
くらし安心課（☎８２－０１１１）へお気軽にご相談ください。

特殊詐欺等防止対策機器導入費補助事業【事業期間：令和４年度～令和８年度】

◆概要　特殊詐欺等防止対策機能（迷惑電話防止機能）付き電話機等を購入された方へ、対象となる機器の購入・設置費用に対して補助金を交付する事業です。

1. 特殊詐欺等防止対策機器とは
固定電話機に接続する通話録音・着信拒否装置、またはこれらの機能を備えたものを指します。

2. 事業内容
対象機器の購入及び設置費の３分の２を補助（上限額１５，０００円）
※機器を町内業者から購入した場合に限ります



3. 補助対象世帯
町内に住所のある６５歳以上のみの方からなる世帯

4. 注意事項
本人または同世帯の方が、既に本補助金の交付を受けている場合は対象となりません。
機器を購入希望の方は、事前にくらし安心課へお問い合わせください。
補助金申請時に、購入予定の機器の機能を確認できる書類や見積書が必要となります。

申請様式等はＱＲコードをお読み取りください。（町ＨＰへ移動します）
くらし安心課（☎８２－０１１１）へお気軽にご相談ください。